

いわき市水道局建設工事に係る一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局が発注する水道施設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札において実施する一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において一抜け方式とは、いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年3月31日制定。以下「要綱」という。）による入札のうち、一定の条件を満たす複数の工事において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者または落札候補者となった者の、その後の入札を無効とし、他の応札者から落札者または落札候補者を順次決定する入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 一抜け方式は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす工事に適用することができる。

- (1) 設計金額が3,000万円以上の水道施設工事であること。
- (2) 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する工事であること。
- (3) 入札参加資格要件が同一の工事であること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の実施にあたっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 入札公告に当該案件が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。
- (2) 対象案件の入札書提出期間は、同日同時刻で設定すること。
- (3) 対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定すること。
- (4) 落札者または落札候補者の決定は、原則として開札順に行うこと。
- (5) 先に落札者または落札候補者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その者のした入札を無効とすること。
- (6) 一部の対象案件の入札が、中止等となった場合は、開札順を繰り上げること。
- (7) 入札参加者の数が工事数より少ない場合は、一抜けにより入札参加者がなくなった工事を入札不調として取り扱う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施については要綱の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。